

災害時における緊急放送に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・シィ・ティ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市域に密着した緊急の放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災等の非常の事態をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

（緊急放送の実施）

第3条 緊急放送は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 甲の同報系防災行政無線システムと乙の長岡局ヘッドエンド室とを連動し、同報系防災行政無線システムにより同報通信した情報のうち、甲が必要と認める情報を、乙が編集権を有している自主放送チャンネルに緊急かつ自動的に割り込み、文字により放送する。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、甲が緊急放送の必要があると判断したときは、その実施を文書で乙に要請し、乙が速やかに緊急放送を行う。ただし、急を要するときは、電話、ファクシミリ等によって要請することができる。
- 2 甲は、前項第1号に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。ただし、甲は、急を要しあらかじめ通知する暇がないときは、緊急放送実施後、速やかに乙に報告するものとする。

（緊急放送の内容）

第4条 甲は、緊急放送の内容を決定する場合は、市民ニーズを的確に反映させたものとするよう努めなければならない。

2 乙は、前条第1項第2号に掲げる方法により緊急放送を行う場合は、地域に密着したケーブルテレビとしての理念に基づき放送を行うよう努めなければならない。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるもの

とし、連絡責任者を定めたときは、直ちに相手方に通知しなければならない。

(費用負担等)

第6条 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送期間が1週間以上に及ぶ場合は、その費用について甲乙協議するものとする。

2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかった場合は、乙と当該広告依頼者との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら意思表示のないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 8 月 1 日

甲 三条市
代表者 三条市長 國 定 勇 人

乙 長岡市干場1丁目7番9号
株式会社エヌ・シィ・ティ
代表取締役社長 澤 田 正 彦

災害時における緊急放送に関する協定書の一部を改正する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・シィ・ティ（以下「乙」という。）は、平成24年8月1日に締結した災害時における緊急放送に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を改正する協定を次のとおり締結する。

原協定書第3条を次のように改める。

（緊急放送の実施）

第3条 甲が緊急放送の必要があると判断したときは、その実施を文書（電子メール及びファクシミリを含む。）で乙に要請し、乙が速やかに緊急放送を行う。ただし、急を要するときは、電話により要請することができる。

原協定書第4条第2項中「前条第1項第2号に掲げる」を「前条の規定による」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月1日

甲 三条市旭町2丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長 國定 勇 人

乙 長岡市干場1丁目7番9号
株式会社エヌ・シィ・ティ
代表取締役社長 澤 田 正 彦